

# 特定建設作業実施届出の手引

生駒市

# 1. 概要

騒音規制法および振動規制法は、建設騒音および振動についてその特殊性にかんがみ、建設工事として行われる作業のうち、著しく騒音および振動を発生する作業を特定建設作業と定め、これに該当する作業については市長への届出が義務付けられており、発生する騒音および振動について規制基準を定めています。

・規制区域・・・生駒市全域

## 2. 届出手続き

### (1) 届出義務者

建設工事を施工しようとする元請業者に義務があります。

法人の場合は、代表者（代表権を有するもの）が届出者となります。共同企業体の場合は、協定書等に定める共同企業体の名称を記入したうえ、代表会社の所在地、名称、代表者氏名を併記することにより届出を行ってください。

### (2) 届出の提出期限

当該建設作業の開始日の7日前までに届出を行うこと。（「7日前までに」とは「中7日をあける」こと）を意味します。ただし、土、日、祝休日および年末年始は閉庁していますので日数に余裕をもって提出してください。災害その他非常事態の発生により、特定建設作業を緊急に行う必要があるときは例外とされていますが、届出を行うという状況になったときは、すみやかに届出を行ってください。

(例)

21(水)	22(木)	23(金)	24(土)	25(日)	26(月)	27(火)	28(水)	29(木)
(届出日)	7日間						(工事開始日)	

### (3) 届出書類

特定建設作業については次の届出書類を作成してください。

記載の方法については記載例を参考にしてください。

届出書は作業の「種類ごと」に必要です。

届出書類は生駒市のホームページ（事業者の方へ⇒申請書ダウンロード⇒環境⇒特定建設作業実施届出書）からダウンロードするか、生駒市役所環境保全課（窓口22）にお問い合わせください。

#### (ア) 特定建設作業実施届出書

#### (イ) 騒音または振動防止の方法

添付の様式に必要な事項を記入の上、下欄に現場担当の公害防止責任者の氏名の記入をおこなうこと。

**(ウ) 特定建設作業の場所を示した付近見取り図**

敷地境界線を赤線で明記し、付近の状況が把握できる見取り図を添付すること。また、防音シート等の防音対策を行う場合はどの部分に防音対策を行うか明記すること。

**(エ) 特定建設作業を伴う建設工事の工程の概要を示した工事工程表で特定建設作業を明示したもの（工程表）**

工期が1ヶ月を越えるものについては、実施届出書提出時に、全体の工事概要がわかる工程表を添付するとともに、その後の期間において1ヵ月ごとに示された工程表のみを月末に翌月分として2部提出のこと。なお、この工程表には、現場責任者の氏名・連絡先を記入すること。

**(4) 提出部数**

特定建設作業の種類ごとに「正本1部、写し1部」の計2部を提出してください。写しはその場で返却しますので保管してください。

**(5) 提出先**

提出は生駒市役所市民部環境保全課へ提出してください。

**(6) その他留意事項**

**(ア) 作業開始日に終了する建設作業（1日で終わる建設作業）は届出の必要はありません。**

ただし、数日間隔で1日ずつ作業を行うような場合は、作業開始日に終了する建設作ではなく、連続する作業とみなされるため、届出が必要です。

**(イ) 夜間の特定建設作業について**

道路工事等で、夜間に特定建設作業を実施する場合には警察署の許可書等の写しを届出書に添付してください。

### 3. 規制基準

#### (1) 騒音・振動に係る規制基準

	騒音関係	振動関係
基準値	85デシベル	75デシベル
作業禁止時間帯	19時～翌日7時	
最大作業時間	1日10時間以内	
最大作業日数	連続6日間	
作業禁止日	日曜日及びその他の休日	

○騒音・振動の測定場所は、敷地境界線上とする。

#### ○騒音の大きさの決定

- (ア) 騒音計の指示値が変動せず、または変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (イ) 騒音計の指示値が周期的または間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (ウ) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90%レンジの上端の数値とする。
- (エ) 騒音計の指示値が周期的または間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90%レンジの上端の数値とする。

#### ○振動の大きさの決定

- (ア) 測定器の指示値が変動せず、または変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (イ) 測定器の指示値が周期的または間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (ウ) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100回測定またはこれに準ずる間隔、回数の測定値の80%レンジの上端の数値とする。

#### (2) 適用除外

- (ア) 当該特定建設作業が、その作業を開始した日に終わる場合。
- (イ) 災害その他非常の事態の発生により、当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合。
- (ウ) 人の生命または身体に対する危険を防止するため、特に当該特定建設作業を行う必要のある場合。
- (エ) 鉄道または軌道の正常な通行を確保するため、特に当該特定建設作業を夜間、日曜日、その他の休日に行う必要がある場合。
- (オ) 道路法第34条の規定および道路交通法第77条第3項の規定に基づき、道路占用の許可および道路使用の許可に当該特定建設作業を夜間、日曜日、その

他の休日に行うべき旨の条件が付された場合。

- (カ) 道路法第35条の規定および道路法第80条第1項の規定に基づく協議において、当該特定建設作業を夜間、日曜日、その他の休日に行うべきとされた場合。

### (3) 罰則

- (ア) 特定建設作業の実施届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合  
・・・・・・・・ 3万円（10万円）以下の罰金
- (イ) 騒音（振動）の防止の方法の改善または特定建設作業の作業時間の変更命令に違反した場合。  
・・・・・・・・ 5万円（30万円）以下の罰金
- (ウ) 市長の行う報告の徴収に応じず、また虚偽の報告をしたり市職員の立入検査を拒み、妨げ、もしくは忌避した場合  
・・・・・・・・ 3万円（10万円）以下の罰金
- (エ) 両罰規定  
以上について代表者、代理人または従業員が違反行為をしたときは、行為者の他に法人または事業主にも罰金が科せられる。
- (オ) 災害その他非常事態の発生により、特定建設作業を緊急に行った場合の事後届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合  
・・・・・・・・ 1万円（3万円）以下の罰金
- ※罰金・過料については、（ ）外は騒音規制法による場合。（ ）内は振動規制法による場合

## 特定建設作業届出一覧表

作業名		騒音	振動	備考
くい打機等	くい打機を使用する作業	○	○	騒音;もんけんを除く。 アースオーガーと併用する作業を除く 振動;もんけん及び圧入式くい打機を除く
	くい抜機を使用する作業	○	○	振動;油圧式くい抜機を除く
	くい打くい抜機を使用する作業	○	○	騒音;圧入式くい打くい抜機を除く アースオーガーと併用する作業を除く 振動;圧入式くい打くい抜機を除く
びょう打機を使用する作業		○		
さく岩機等	手持ち式ブレーカーを使用する作業	○		作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る
	アイオン等を使用する作業	○	○	手持ちのものを除く。作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る
空気圧縮機を使用する作業		○		電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。さく岩機の動力として使用する作業を除く
コンクリートプラントを設けて行う作業		○		混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る モルタルを製造するための作業を除く
アスファルトプラントを設けて行う作業		○		混練機の混練重量が200kg以上のものに限る
バックホウを使用する作業		○		一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る
トラクターショベルを使用する作業		○		一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る
ブルドーザーを使用する作業		○		一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業			○	
舗装版破碎機を使用する作業			○	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る